

第 17 回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 議事録

1 開催概要

- (1)開催日時：令和3年3月29日（月）午前11時05分～午後12時05分
- (2)場 所：鹿児島県庁行政庁舎6階大会議室
- (3)出席委員：高谷哲也委員(会長)，河内祥子委員(副会長, Web参加)，甲木真哉委員(Web参加)，小山献委員
- (4)公開・非公開の別：公開
- (5)傍聴者等：7人（報道11社）

2 議事概要

(1)委員による検討

- 前回の検討会での協議を踏まえて、具体的に修正を行ったところについて会長から説明の上、委員から補足説明を行った。
 - ・ 提言については、本検討会の問題認識や考えを詳しく説明する必要があるとの考えから、冒頭で再発防止策等の前提として重要視するいじめの定義の理解と共通認識の重要性について述べる構成を取り、それ以降、第1から第4に渡って、各再発防止策等についても、提言の趣旨を詳細に説明する形式とした。
 - ・ 「はじめに」の5段落目に、本提言の構成や内容の書きぶり等に関する本検討会としての方針について説明をする文章として、検討会の考えや趣旨を説明する上で端的にわかりやすくまとめること以上に、どのような考えで再発防止策等を提言しているのかを詳細に説明するという趣旨の説明を加えた。
 - ・ 第1の2（4）について、11ページの2行目に「このようないじめに対し、教職員は敏感になることが求められると同時に、いじめた側と言われた側の具体的な認識や受け止め方の相違について、自分や多くの人がそうでなくとも、相手がどう受けとめるかが重要である」という文章を加えた。
 - ・ 第1の3について、13ページ下から5行目に「その際に、重大事態の当事者や関係者の生の声に学ぶ機会の研修内への設定も、その苦しみなどの心情の内実を知るとともに、当事者がどのような対策を求めているかを直接理解できる機会として重要であるため、どのような形での実現が可能か検討されるべきである」という文章を加えた。
 - ・ 第2の1について、18ページの2段落目に、前回まで「スクリーニング」という表現を用いていたが、「スクリーニング」という言葉のニュアンスが誤解される可能性があるため、提言として主張したいことが正確に伝わる文章となるよう修正を行った。
 - ・ 第2の18ページについて、「スクリーニング」という表現を修正したが、基本調査は情報を収集して整理する調査であり、この段階で学校で調査したことを踏まえて、いじめがあったか、なかったか、いじめがあったとしてそれが自死にどれだけの影響を与えたかということの基本調査の中で認定するわけではない。その考え方は、これまで出していた案と変わりはないということを補足する。
 - ・ 第2の1について、20ページの（4）家族が詳細調査の実施に消極的姿勢を示しがちな点についての表現に一部修正を行い、併せて第3の2（1）に、本検討会としては構造的な問題もあると考えている旨を詳述した。
 - ・ 第2の4について、26ページの下から2段落目に、それらの研修の中で過去に

生じた重大事態の当事者や関係者の話を聞くことについて専門家との協働の下で具体的な検討が進められることを求める内容の文章を加えた。

- ・ 第3の2(1)について、29ページ2段落目に、現状では調査委員会が常設化されていないため、詳細調査を実施する場合、家族の意向にかかわらず本人が自死した事実が広く知られてしまう結果となりかねず、家族が詳細調査に二の足を踏んでしまうという構造上の問題があるとの本検討会の考えに基づき、文章の修正を行った。
- ・ 第4の4について、38ページに、これまで述べてきた取組について検証し、その見直しを追加することが必要であると考え、調査とあわせて検証体制も常設の委員会の設置によって体制を整えることを提言するという趣旨を述べることとし、従来「検討する」という表現であったところを「提言する」と修正を行った。
- ・ 第4の4について、39ページから40ページにかけて、前回の検討会において、検証して終わりではなく、それを改善して検証していくという継続的な営みを担う必要があるのではないかという意見をいただいたので表現を修正した。
- ・ 提言と別に「附言」を加えることについての意図・趣旨の説明について、41ページの「附言」の冒頭に趣旨の説明を記載した。
- ・ 「附言」の43ページにおいて、原調査報告書と再調査報告書が異なる結論となっていることについて再調査の結果が優先するという記載がある。この点を補足すると、今回の事案では、原調査委員会と再調査委員会とは全く同じ調査項目が設定されており、その結論が異なった場合、いじめ防止対策推進法で再調査の規定が置かれている趣旨や、原調査委員会での調査内容を踏まえた上で再調査委員会でさらに判断を進めているということから、再調査委員会の結果が優先するということになる。

- 検討会の提言として、委員間で最終の案を決定案として了承。最終的な軽微な誤字脱字等の修正は会長に一任し、同日午後に県に提言の報告を行うことと了解。

(2) その他

- 平成26年8月に発生した県立高校における重大事態の御家族が意見陳述

- 検討会を行った上での各委員からのコメント

(河内委員)

- ・ 再調査から関わらせていただいたが、今回、再発防止策等の提言を行うにあたり、個人の問題・個別の問題で終わらせるのではなく、どの学校でも起こりうることとしてとらえ、学校や教育委員会はどうに対応すべきか、その意味では初等中等教育が抱える課題に少しでも目を向けてもらえるような提言にしたいと考えた。

そのため構造上の問題等も提言に入れながら、鹿児島県の特性も織り込んだ形の具体的な提言ができればと取り組んできた。

- ・ なお、学校や教員は、子どもを指導するという立場の特性上、一般的に使命感と高い倫理感が求められており、その結果、現状においてできていることが強調され課題が隠れてしまうという側面がある。
- ・ 一方、日本は、学校教育にお金をかけない側面があり、OECDなどの学級規模を見ても、韓国と日本は並んで学級規模が大きい。
- ・ 一人の教員が、40人程度の児童生徒の指導をしなければならないという日本の教育界が持っている課題が、正にいじめの認知件数の問題などに出てきており、そこを踏まえた上での提言が、どこまでできたかはわからないが、私なりに考え

て意見させていただいた。

- ・ 今回、御家族はもちろん教育委員会や教員、生徒の皆さんたちの御協力を得て、大変貴重な御意見をいただいた。
そのおかげで、我々は、そのたびに再度立ち止まって考える機会を持つことができた。皆様から忌憚ない御意見をお寄せいただいたことを大変ありがたく思っている。

(甲木委員)

- ・ 今回の件に関して、再調査委員会の委員長として関わっており、またこの検討会の中でも委員として関わらせていただいた。
- ・ 今回は自死の事案ということで、提言でもかなり自死事案を念頭に置いた形で書いている部分があるが、いじめによって自死に至るということに関して、非常に「特別なこと」と捉えている、それは学校・教育委員会・当時の学校の生徒あるいは他の自死事案を含めた家族もそう捉えていたのではないかと感じている。
- ・ ただそのように、いじめによる自死を「特別なこと」として捉えてしまうと、捉え間違えるのではないかとということ、今回の提言をまとめていく中で私自身は思っている。
- ・ もちろん自死は非常に重大なことで、当然防がなければいけない・避けなければいけないことであり、御家族からしてみれば極めて重い事態であるが、そうであるがゆえに、自死を引き起こすようないじめはとんでもないものなのではないか、重大ないじめなのではないか、と捉えてしまったり、逆に言うと、そういう重大ないじめがなければ、いじめが原因での自死ではないのではないかとというような捉え方がされているように感じた。
- ・ この事案を通して感じたのは、例えば、「継続的に一人に対して執拗に行われるようないじめなどがなければ死ぬことはない」というようなものではないということである。だからこそ調査に関しても、目立たいじめに関する情報がなくても詳細調査に移行していかなければいけない。
- ・ 一方で、家族としても、自死の原因に関する情報がない中で、マスコミに公開されるような形でいじめ調査委員会が立ち上がるのに二の足を踏んでしまうという面もある。そういう学校・教育委員会・他の生徒・保護者の意識がいじめの自死を「特別なこと」と捉えているところに歪みが生じてきているのを感じた。
- ・ その点を改善するための検討会の提言になればいいと考えており、今後に期待したい。

(小山委員)

- ・ 今回の事案は、原調査と再調査という2つの調査を経ており、記録や資料も大変な量があったので、まずその事案を把握するのに相当な苦労をした。その点で、再調査委員会のメンバーであった2人の委員が居てくれて本当に助けられた。
- ・ 今回の検討をまとめるにあたり、「いじめ」という言葉にあまりにとらわれないでほしいという気持ちでいる。
- ・ 多様な個性を持っている生徒がおり、生徒によっては心理的苦痛を覚えるということをどのように学校として対応するのか、生徒同士でどのように解決していくのかということが大切だと思っており、この提言の中で一番最初の部分は、私たちとしては、力を入れて検討・議論した部分だと思っている。
- ・ 今後について、調査委員会や検証委員会の常設化などを提言させていただいた

ので、より良い学校になっていくよう対応していただければと思う。

(高谷会長)

- ・ 率直に申し上げると、私自身の認識や知識の不足の問題を痛感する1年半であった。
- ・ 当時の事案についての理解も、膨大な資料に目を通すというところで自分の理解が追いつかなかつたり、間違えた理解をしていた部分もあったと思う。
- ・ 委員の皆様から御意見いただいて、自分自身の捉え方・理解を修正していくことができたし、また、この役割を務めている中で、基本調査と詳細調査の、そもそもの調査がいかに重要であるか、そこでどれだけの事実や情報を整理して、御家族と確認をして進めていくことが重要なのかということを、この検討会の委員を務めたからこそ実感できたと思っている。
- ・ そのように実感をできたからこそ、前回の検討会で提案をさせていただいたように、そういった実感が現場に近いところで広がっていく必要があると思った。
- ・ この検討会で、我々委員は御家族から多くの意見をいただき、御家族以外の関係者の方々の御意見もいただいた。
- ・ 有識者で議論をしている次元と現場の認識とのギャップや、我々がこの場で議論したことが現場に伝わるまでの間にニュアンスが変わったり、我々が御家族や関係者からいただいた御意見で感じた感情や重要性が我々を介することで印象が薄まってしまう・ニュアンスが変わってしまうことの問題について、当事者の生の言葉をできるだけ現場に近いところで共有できる機会が、再発防止上、重要ではないかという思いを強めた。
- ・ そこにしっかりと向き合うからこそ、再発防止のためにどんなことに取り組んでいかないといけないのかということが実感として考えられ、現場に広がっていくと考えたので、前回の検討会で再発防止策として、研修の機会の中でそのような機会をどのように作っていくのかということを提案させていただいた。
- ・ 納得いただける部分や納得いただけない部分も残っているかもしれないが、我々検討会の委員4人としては、全力をもって最終の提言案に取りまとめることができたと思っているので、関係の皆様へ感謝申し上げます。またそのような感想を述べる機会をいただきました御家族にも感謝申し上げます。会長としてのコメントとさせていただきます。

(以上)